**子どもたちに規範意識を育てたい。**

**Ｑ 13**

学校や社会の一員として生活する上で守るべき約束やルールがあるという規範意識を育てることは重要です。特に、人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではありません。誰であれ、他の人々の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を負うのです。

**Ａ１　「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるように指導しましょう。**

人権尊重の理念について、わかりやすい言葉で表現するならば「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」です。そして、このことについては、単に理解するにとどまらず、それが態度や行動に現れるようにしなければなりません。

他の人と共によりよく生きようとする態度や集団生活における規範などを尊重し、義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを子どもたちが身に付けることができるよう指導しましょう。

**Ａ２　守るべき約束やルールがあることを指導しましょう。**

学校や地域の一員として生活する上で、みんなが暮らしやすくするために、約束やルールがあるということを理解できるよう指導しましょう。

教科の学習はもとより、遊びやスポーツをとおして指導するなど、日常のさまざまな場面で指導しましょう。

**Ａ３　約束やルールを守るための力や技能などをバランスよく育てましょう。**

具体的な人権問題に直面したときにもそれを解決しようとする実践的な行動力を育てるためには、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められます。

1. 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどを想像する力や共感的に理解する力
2. 他の人の考えや気持ちを的確に理解し、また、自分の考えや気持ちを適切かつ豊かに表現できるようなコミュニケーションの能力やそのための技能
3. 自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

**〈ポイント〉**

子どもたち自身に、ルールについて考えさせる取組みが重要です。また、学校だけでなく、家庭や地域社会との連携によって規範意識を育てることが求められます。

*★ＣＨＥＣＫ①★*

「人権基礎教育指導事例集」(大阪府教育委員会　平成21〔2009〕年８月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/zireisyu/index.html>

人権基礎教育は、生命の尊さに気づかせ、自分自身を大切にするとともに、人の気持ちを思いやる心をはぐくみ、お互いを大切にし合う態度と行動を育成するものです。この事例集には、基本的な考え方と具体的な展開事例がまとめられています。

*★ＣＨＥＣＫ②★*

「大阪府子ども条例」(大阪府　平成19〔2007〕年４月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/kodomojorei/index.html>

この条例は、すべての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会の実現をめざすものです。子ども自身も、自らの大切さを認識し、主体的に生きる力、社会のルールや仕組み、他者を思いやり他者の尊厳を守る心を身に付け、自ら考え責任をもって行動する社会の一員であることを自覚すべきであるということが述べられています。

*★ＣＨＥＣＫ③★*

①「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part２ －集団づくり[基礎編]－」(大阪府教育センター　平成20〔2008〕年５月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第２章の３では、安心・安全なクラスづくりのための規律・ルールの確立について説明するとともに、チェックリストや実践のエピソードが紹介されています。

②「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part３ －集団づくり[探究編]－」(大阪府教育センター　平成21〔2009〕年３月)

「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part２ －集団づくり[基礎編]－」にまとめたことを発展させています。特に、第７章-５では、授業規律と学習習慣について取り上げ、安心して学べる環境を確保する必要性や友達と支え合いながら学習習慣を定着させていくことの重要性に触れながら、また、授業規律と集団づくりに関連するワークシートやエピソードの紹介をしています。

以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

* さらに、人々が、自らが権利の主体であるのと同様に他者も権利の主体であることを認識した上で、それぞれの権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざして、人権教育を推進することが重要である。学校教育及び社会教育において、このような人権が尊重される社会づくりの基礎を形成することをめざし、人権教育を推進する。〔１－(2)〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm>

* 人権の内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下の平等、衣食住の充足などに関わる諸権利が含まれている。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれている。このような一つひとつの権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的なものとして連なりあっている。このような諸権利がまとまった全一体を人権と呼ぶのである。したがって、個々の権利には固有の価値があり、どれもが大切であって優劣や軽重の差はありえない。ただし、今日、全国各地で児童生徒をめぐって生じている様々な事態にかんがみ、人間の生命はまさにかけがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことであることについて、改めて強調しておきたい。〔第Ⅰ章－１．－(1)〕
* 人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負うことを意味することになるのである。〔第Ⅰ章－１．－(1)〕
* ［自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること］ができるということが、態度や行動にまで現れるようにすることが必要である。すなわち、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、児童生徒が身に付けられるようにすることが大切である。（中略）児童生徒の人権感覚を健全に育んでいくために、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」とが一体となった、学校全体としての取組が望まれるところである。〔第Ⅰ章－２．－(2)〕